

	助成対象	助成額		回数・期間 限度
大月市	不妊治療に要した医療費(保険適用内)	自己負担額の1/2	~10万円/年	1回/年、同一夫婦に通算2回
上野原市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額-他の制度による療養費等の給付額	~10万円/1回の治療	特定不妊治療:2回/年 通算5年間
甲州市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額の1/2	~15万円/1回の治療	通算6回
富士吉田市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額の1/2	~10万円/年	1回/年、通算5回
笛吹市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額の1/2	~10万円/1回の申請	2回/年、通算5年間
南アルプス市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額の1/2	~10万円/年	1回/年、同一夫婦に通算5回
山梨市	不妊治療に要した費用の一部	自己負担額の1/2	~15万円/年	通算5回(5年間)
甲府市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部	自己負担額の1/2	~10万円/1回の治療	通算6回(初回助成時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)
都留市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部	特定不妊治療に要した費用-県の助成額	~10万円/1回の治療	通算6回
韮崎市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部	自己負担額-他の制度による療養費等の給付額	~10万円/1回の治療	2回/年
中央市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部	自己負担額の1/2	~10万円/1回の治療	2回/年、通算5年度
北杜市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部	自己負担額-他の制度による療養費等の給付額の7/10	~30万円/年	通算2年
甲斐市	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部		~10万円/1回の治療	2回/年、通算5年間
山梨県	保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)の費用の一部		~15万円/回の治療 (治療区分C/F=7万5千円)	通算6回(初回助成時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)